

令和 6 月 3 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和 6 年 3 月 27 日（水） 午後 2 時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教 育 長 早川 義裕 1 番委員 大谷 和弘 3 番委員 山縣 知子
4 番委員 小林 晃彦

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 市川均、教育総務課長 瀧本幸次、教育総務課参事 小林秀智、教育総務課参事 石澤克明、学校教育課長 牧井創、学校教育課参事 水澤一彦、社会教育課長 福山亮、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 吉田正典、高田幼稚園長 瀧口寿美子、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 小暮ひろ子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 渡辺富士雄、青少年健全育成センター所長 池田隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英、板倉区分室次長 内藤香織
事務局 教育総務課副課長 小酒井洋平、教育総務課副課長 佐藤晴美、企画係長 秋山大樹、企画係主事 八木春佳

4 傍聴人 0 人

5 会議に付議した事件

議案第 13 号 上越市教育委員会組織規則の一部改正について
議案第 14 号 上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部改正について
議案第 15 号 上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について
議案第 18 号 各種審議会等の見直しに伴う例規の制定、改廃について
議案第 19 号 上越市学校給食費徴収規則の一部改正について
議案第 20 号 上越市教職員住宅管理規程の一部改正について
議案第 21 号 上越市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について
議案第 22 号 上越市青少年野外活動施設条例施行規則の廃止について
議案第 23 号 教育財産の用途廃止について
議案第 24 号 上越市学校適正配置審議会委員の解任について
議案第 25 号 上越市学校給食運営委員会委員の解任について
議案第 26 号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任について
議案第 27 号 上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について
議案第 28 号 上越市社会教育委員の委嘱及び解任について
議案第 29 号 上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について
議案第 30 号 上越市白山会館運営委員会委員の解任について
議案第 31 号 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任について
議案第 32 号 上越市立図書館協議会委員の解任について
議案第 33 号 上越市文化財調査審議会委員の委嘱について
議案第 34 号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命及び解任について
議案第 35 号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について
議案第 36 号 上越市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱及び解任について
議案第 37 号 学校運営協議会を置く学校の指定及び指定の解除について

教 育 長	最初に、本日の付議案件について、一部変更があったので報告を行う。 当初個別の付議案件としていた「上越市教育委員会文書規程の一部改正について」、「上越市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、「上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について」の 3 件を 1 つにまとめ、議案第 15 号を「上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について」と変更し、「上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部改正について」を議案第 16 号から 14 号に変更した。 それに伴い、議案第 16 号及び議案第 17 号を欠番とした。
教 育 長	それでは議案に入る。 議案第 13 号と 14 号は、令和 6 年度組織改編に関する規則として関連があり、説明は共通するので、一括して説明し、まとめて質疑を受けた後に、一案件ずつ承認を受ける。
教育総務課長	このたびの一部改正は、令和 6 年度組織改編に伴い、組織及び職掌事務に係る規定を整備するものである。主な改正内容としては、上越市教育委員会組織規則において、「地域クラブ活動推進室」、「地域クラブ活動推進係」を新設するとともに、上越市教育委員会職員の職に関する規則において、新たに「副主幹」及び「副主査」の職を設置するものである。施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
小 林 委 員	地域クラブ推進室の業務はどのようなものか。
教育総務課長	地域におけるクラブ活動の推進と中学校の部活動の地域移行を行う。これまで、スポーツ推進課、学校教育課、社会教育課で行っていた業務を、室を新設し、一体的に取り組むことを目的としている。スポーツ推進課、学校教育課、社会教育課、文化振興課の課長が、地域クラブ活動推進室を兼務する。
教 育 長	それでは、議案第 13 号について、ご承認いただけるか。 <u>原案どおり承認</u>
教 育 長	次に、議案第 14 号について、ご承認いただけるか。 <u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 15 号上越市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、令和 6 年度組織改編に伴い、専決事項、文書記号及び職員の職に係る規定を整備するものである。 主な改正内容としては、「地域クラブ活動推進室」の新設に伴い、文書記号を定めるほか、人事異動に伴い、職員の標準的な職を改めるとともに、専決事項を整備するものである。施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 質問、意見なし

教 育 長	それでは、議案第 15 号について、ご承認いただけるか。 <u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 18 号各種審議会等の見直しに伴う例規の制定、改廃について、説明を求める。
教育総務課長	今年度、市全体で各種審議会等について、適正に運用するための見直しを行い、「附属機関」と「懇談会等」を明確に区分した。「附属機関」は法律又は条例により設置し、合議体としての意思決定を行い、委員は非常勤特別職として委嘱を行うこととし、一方、「懇談会等」は要綱等により設置し、意思決定や委嘱は行わないこととなった。 見直し後の区分ごとに説明する。法律に基づく会議等は、これまで附属機関としていた審議会等について、附属機関に該当しないと整理した。 上越市社会教育委員は、附属機関ではなく、社会教育法に基づく独任制の委員の活動の 1 つとして開催される会議であると整理した。 上越市学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくもので、附属機関ではなく、教育委員会の下部組織たる会議であると整理した。このことに伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則の一部改正を行い、第 1 条第 7 号中「(学校運営協議会を除く。)」を削除する。 市長権限の附属機関について、指定管理者の選定に係る委員会と契約の相手方の選定に係る委員会は、市議会 3 月定例会で議決された上越市附属機関設置条例に基づく委員会であり、条例の制定に伴う必要な事項を定めるため、上越市教育委員会附属機関設置条例施行規則を制定する。 懇談会等について、上越市就学支援委員会と上越市立教育センター運営委員会については、懇談会等の設置根拠を要綱に統一することとなったため、上越市就学支援委員会規則の廃止、上越市立教育センター運営委員会の一部改正を行い、いずれも委員会の開催について新たに要綱を定める。 上越市学校適正配置懇談会、上越市結核対策委員会、上越市キャリア・スタート・ウィーク委員会、上越市青少年健全育成関係機関連絡会議、吹上・釜蓋遺跡調査指導懇談会、上越市歴史的建造物等整備支援事業選定審査会、小林古径記念美術館運営委員会、上越市美術資料収集委員会は、附属機関との区分を明確にするため、要綱の一部改正を行い、名称や文言から「審議」や「所掌事務」、「委嘱」等を変更又は削除する。 上越市地域クラブ活動推進委員会、上越市ライフスタイル調査懇談会、上越市学びの多様化検討委員会（仮称）、上越市美術展覧会運営委員会は、これまで内規又は定めがなく開催されていた懇談会等について、新たに要綱を制定するものである。 上越市立幼稚園・学校食物アレルギー対応委員会は、令和 5 年 7 月に、各種審議会等の見直しを踏まえて要綱を制定しており、今回の改正はない。 内部組織について、上越市教育委員会小学校社会科副読本編集委員会は、要綱に外部の委員等の選任区分があるが、現状は外部の委員等がないため、内部組織として整理し、要綱の一部改正を行うものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 18 号について、ご承認いただけるか。 <u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 19 号上越市学校給食費徴収規則の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、災害等により給食費の納付が困難となった保護者とその児童、生徒に対して生活の再建に向けた支援を行うため、給食費の減免に係る規定

	を加えるものである。 改正の概要としては、災害、その他特別の事情により給食費の納付が困難と認める保護者に対して、給食費を減額、又は免除することができる規定を加えるとともに、これにより生じた条のずれを整理するものである。 施行期日は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和 6 年 1 月以後の月分の学校給食費について適用するものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 19 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 20 号上越市教職員住宅管理規程の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、市の押印見直しの取組として、上越市教職員住宅入居申込書、及び上越市教職員住宅入居許可書の公印を省略し、教育委員会記載欄を削除するものである。また、上越市教職員住宅入居許可書の入居期間について、実情にあわせて「3 年間」から改める。 施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 20 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 21 号上越市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの一部改正は、市の押印見直しの取組として、上越市奨学金の奨学生／採用／不採用／決定通知書の公印を省略するものである。 施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 21 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 22 号上越市青少年野外活動施設条例施行規則の廃止について、説明を求める。
教育総務課長	大潟区にある大潟野外活動施設は、昨今の少子化の進展や青少年を取り巻く環境の変化による利用実態を踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から大潟観光協会に無償貸付けを行う。このことにあたり、2 月の教育委員会定例会で上越市青少年野外活動施設条例の廃止に諮り、3 月市議会に提案し可決されたところである。 このたびの施行規則の廃止は、上越市青少年野外活動施設条例の廃止に伴い、その施行規則を廃止するものである。

教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 22 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 23 号教育財産の用途廃止について、説明を求める。
教育総務課長	板倉区にある旧山部小学校は、地域振興施設として利活用を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から板倉区中山間地域農業振興会に無償貸付けを行う。 このことにあたり、教育財産としての用途を廃止し、普通財産とするものである。なお、施設を利用する際は利用者が駐車場を占有することから、普通財産を所管する資産活用課と協議した結果、2 月の協議会で説明した内容に、駐車場部分の無償貸付を追加している。なお、駐車場の占有による施設の管理上の支障はない。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 ボルダリングの施設と聞いたが、詳しく説明いただきたい。
板 倉 区 分 室 次 長	貸付先からは、ボルダリングやリードという競技の設備を整備する予定と聞いている。
教 育 長	県内ではボルダリング施設が少ないようなので、北信越の拠点となるような取り組みを期待している。
	それでは、議案第 23 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 24 号上越市学校適正配置審議委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置基準等について検討するため設置するものである。 このたびの解任は、上越市小中学校 P T A 連絡協議会の改選、及び中学校長の退職に伴い、3 月 31 日付けで解任するものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 24 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 25 号上越市学校給食運営委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るために設置しているものである。このたびの解任は、小中学校の P T A 会長の交代に伴い、3 月 31 日付けで解任するものである。 後任の委員については、令和 6 年 6 月 1 日付けでの委嘱を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。

	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 25 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 26 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するものである。 このたびの解任は、関係機関の役員の交代や学校長の異動に伴い、令和 6 年 3 月 31 日付けで解任し、委員 5 人を令和 6 年 4 月 1 日付で委嘱するもの。 任期は、前任者の残任期間の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 26 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 27 号上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市奨学金貸付審査委員会は、教育の機会均等を図るため、経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対し学資を貸し付けるに当たり、資格審査等を行うため組織しているものである。 このたびの解任は、高田高等学校長の異動、及び上越市小中学校 PTA 連絡協議会の役員改選に伴い、3 月 31 日付けで解任するものである。 後任の委員については、令和 6 年 6 月 1 日付けでの委嘱を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 27 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 28 号上越市社会教育委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や研究調査を行い、教育委員会に助言をすることを職務としている。 このたびの委嘱及び解任は、小、中学校の学校長の退職に伴い 3 月 31 日付けで解任し、その後任を充てるものである。 任期は、前任者の残任期間の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 28 号について、ご承認いただけるか。

	原案どおり承認
教 育 長	議案第 29 号上越市立公民館運営審議会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市立公民館運営審議会委員は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施について調査審議することを職務としている。 上越市立公民館運営審議会委員については、社会教育委員と兼務としており、議案第 28 号の上越市社会教育委員と同じ委員を委嘱及び解任するものである。 任期は、上越市社会教育委員と同じく前任者の残任期間の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 29 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 30 号上越市白山会館運営委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市白山会館運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて、白山会館事業の企画及び運営に関し、必要と認める事項について審議する機関として設置しているものである。 このたびの解任は、中学校長の退職、及び上越市立東本町小学校 P T A の委員の任期満了に伴うものである。 後任の委員については、令和 6 年 5 月 1 日付けで委嘱を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 30 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 31 号上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。 このたびの解任は、高等学校長の異動に伴い、3 月 31 日付けで解任するものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 31 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 32 号上越市立図書館協議会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長	上越市立図書館協議会は、図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置しているものである。 このたびの解任は、小、中学校長の異動に伴い 3 月 31 日付けで解任するもの。後任の委員については、令和 6 年 5 月 1 日付けで委嘱を予定している。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 32 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 33 号上越市文化財調査審議会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	上越市文化財調査審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財に係る事項を調査若しくは審議し、又は必要と認める事項を建議する機関として設置しているものである。 現委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、上越市文化財調査審議会条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、文化財調査審議会委員を委嘱するもの。委嘱する委員は 8 名、全員再任である。 任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 33 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 34 号上越市スポーツ推進審議会委員の任命及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条により市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行い、多様化するニーズに対応したスポーツ活動につなげることを目的として設置しているものである。 このたびの任命及び解任は、委員の退職に伴い、3 月 31 日付けで解任し、上越市スポーツ協会事務局長の委員を任命するものである。 任期は、前任者の残任期間の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間である。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。 意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 34 号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第 35 号上越市教育委員会事務局職員の人事異動について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの人事異動は、市全体の方針として、職員が専門性を高め、やる気と働きがいを持って仕事に取り組むことができるよう、個々の職員の希望や適性等を総合的に勘案し、また、第 7 次総合計画に基づく取組を着実に推進するため、関係

	部課の機能強化に向けた人員配置を行ったものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 35 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 36 号上越市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱及び解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市いじめ防止対策等専門委員会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項及び 28 条第 1 項の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を実行的に行い、及び重大事態が発生した場合の調査を行うため設置するものである。 このたびの委嘱及び解任は、上越教育大学の委員の異動に伴い、令和 6 年 3 月 31 日付けで解任し、その後任を充てるものである。 任期は、前任者の残任期間の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 36 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>
教 育 長	議案第 37 号学校運営協議会を置く学校の指定及び指定の解除について、説明を求める。
教育総務課長	令和 6 年 4 月 1 日に安塚中学校及び浦川原中学校、大島中学校を廃止し、東頸中学校を新設することから、上越市学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、廃校となる 3 校について学校運営協議会を置く学校の指定から解除するとともに、新たに東頸中学校を、学校運営協議会を置く学校に指定するものである。
教 育 長	報告について意見、質問を求める。
	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 37 号について、ご承認いただけるか。
	<u>原案どおり承認</u>

閉会宣言

午後 3 時 30 分

令和 6 年 4 月 30 日

上越市教育委員会

教育長

早川 義裕

会議録署名委員

大谷 和弘